

## CACHATTOLICENSEの調達（更新）契約書（案）

熊本県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおりCACHATTOLICENSEの調達契約を締結する。

### （契約の対象）

第1条 この契約の対象となるCACHATTOLICENSE（以下「ライセンス」という。）は、次のとおりとし、ライセンス調達の詳細は、「CACHATTOLICENSEの調達（更新）に係る仕様書」に定めるとおりする。

#### （1）調達物品名

CACHATTOLICENSE 580ユーザ  
（販売・開発元：e-Jan ネットワークス株式会社）

#### （2）ライセンス有効期間

令和8年（2026年）11月1日から令和9年（2027年）10月31日（1年間）

### （個人情報の保護）

第2条 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

### （電子情報に関する取扱い）

第3条 乙は、業務を処理するための電子情報保全対策については、別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を守らなければならない。

### （利用料）

第4条 この契約の契約金額（以下「契約金額」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額 円）とする。

### （契約保証金）

＊ ＊ 免除の場合 ＊ ＊

第5条 契約保証金は、免除する。

＊ ＊ 納付の場合 ＊ ＊

第5条 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

3 第1項の契約保証金は、第18条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

5 甲は、乙がこの契約により生じる義務を履行したときに、第1項に定める

契約保証金を還付するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又はこの契約によって生ずる義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（完了報告書の提出）

第7条 乙は、第1条に規定する甲のライセンス登録手続を終了したときは、次に掲げるところにより、ライセンス納品書にこれを証明する書類を添えて甲に通知するものとする。

（1）通知期限 令和8年（2026年）10月30日

（2）通知場所 熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課

（請求及び支払）

第8条 甲は、前条第1項の検査が完了した後、乙の提出する適法な支払請求書を受理した日から30日を経過する日までに契約金額を支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する支払期限までに契約金額を支払わないときは、その未支払額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率に基づき算出した遅延利息を加算して支払うものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（甲の解除権）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が第8条第1号に規定する通知期限までにこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

（2）乙がこの契約の解除を申し出たとき。

（3）次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が、乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないときを除き、甲に契約金額の総額の100分の10に相当する金額を違約金として支払うものとする。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第10条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(賠償の予約)

第11条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、前条第1項第3号に該当する場合のうち、乙に対する刑法第198条の規定による刑が確定したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額及び第10条第2項に規定する違約金の合計額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(報告及び調査)

第12条 甲は、この契約の期間中及び期間の終了後において必要と認める場合は、乙に対しこの契約に関し必要な報告を求め、又はその職員に、乙の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 乙は、甲が前項の規定により報告を求め、又は調査を行うときは、これに応

じるものとする。

（秘密の保持）

第 13 条 乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

（乙の契約解除権）

第 14 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって、本件業務を遂行することが不可能となった場合は、この契約を解除することができる。

（関係法令の遵守）

第 15 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（疑義等の解決）

第 16 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 8 年（2026 年） 月 日

甲 熊本県  
代表者 熊本県知事 木村 敬

乙

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (責任体制の整備)

第 3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第 4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

### (保有の制限)

第 5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (安全管理措置)

第 6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は

乙が保有した個人情報記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

- 第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

電子情報に関する取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1条 乙は、この契約による業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、同業務を実施するに当たっては、情報資産等について適正に取り扱い、情報資産等の漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。
- 2 この契約による業務の遂行に当たっては、乙は、甲の指導に従わなければならない。

(責任者等の明確化等)

- 第2条 乙は、この契約による業務に係る責任者や作業者を明確にするとともに、これらの者が変更する場合には、その旨甲に届け出なくてはならない。
- 2 乙は、この契約による業務に係る作業場所を特定し、情報資産の紛失を防止しなければならない。

(提供されるサービスレベルの保証)

- 第3条 乙は、この契約による業務に関し、通信の速度及び安定性、システムの信頼性の確保等の品質を維持するために、必要に応じたサービスレベルを担保しなければならない。

(アクセス許可等)

- 第4条 乙は、この契約による業務に係る情報資産の保護の必要性を理解し、同業務の内容に応じたアクセス制御（パスワード、取扱い者の制限等）を行わなければならない。

(従業員に対する教育の実施)

- 第5条 乙は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに対する意識の向上を図るために、従業員に対し教育を行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

- 第6条 甲から提供された情報資産につき、乙は、この契約による業務以外で保有し複写し、又は利用してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(守秘義務)

- 第7条 乙は、この契約による業務中及び業務を終了した後も、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第8条 乙は、この契約による業務の工程の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。

2 甲が再委託を認める場合においては、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、乙と同等の水準であることを確認し、乙が担保した上で認めるものとする。

(この契約による業務の終了時の措置)

第9条 この契約による業務の終了時は、不要になった情報資産を返還させるか廃棄させるか等その取扱いについては、契約時に明確にしておかねばならない。

(定期報告及び緊急時報告義務)

第10条 甲は、乙に対して必要があると認めるときには、この契約の履行状況等について定期的に報告を求めることができるものとする。

2 乙は、この契約による業務に関し、緊急事態が発生した場合には、甲へその事実を報告しなければならない。また、緊急時の甲への連絡先を事前に確認しておくとともに、その連絡先に含まれる個人情報の取扱いについては十分留意しなければならない。

(甲による監査等)

第11条 甲は、この契約による業務に関し、乙が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、乙に監査、検査を行うことができる。

2 乙が第三者に再委託する場合、甲が当該第三者に対して本契約の履行状況等について、随時に監査、検査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第12条 この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、甲から外部への適切な説明責任を果たすため、乙は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントにつき外部へ公表する場合があることを了承しているものとする。

(損害賠償等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。